

お知らせ 各種相談

児童扶養手当支給月額の改定について

令和4年4月分から支給月額が次のとおり改定されます。

- 児童1人目
全部支給 43,160円→43,070円
一部支給 43,150円～10,180円→43,060円～10,160円

- 児童2人目
全部支給 10,190円→10,170円
一部支給 10,180円～5,100円→10,160円～5,090円

- 児童3人目以降
全部支給 6,110円→6,100円
一部支給 6,100円～3,060円→6,090円～3,050円

現在児童扶養手当を受給中の方については4月末頃、改定後手当額のお知らせを送付します。

問合せ 保健福祉課 6977-9156

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定について

令和4年4月分から手当月額が次のとおり改定されました。

- ①特別児童扶養手当(1級) 52,500円→52,400円
②特別児童扶養手当(2級) 34,970円→34,900円
③特別障がい者手当 27,350円→27,300円
④障がい児福祉手当 14,880円→14,850円
⑤経過的福祉手当 14,880円→14,850円

①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 保健福祉課 6977-9857

介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

問合せ 保健福祉課 6977-9859

ストップ!放火!

放火されない環境づくりを心がけましょう!

- 家の周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ごみは、収集日や収集時間などルールを守って出しましょう。
- 家の周りではできるだけ明るくしましょう。
- 物置、空家、車庫等には必ず鍵をかけましょう。

問合せ 東成消防署 6971-0119

「ごみのマナーABC」をご存知ですか?

「ごみ減量」「リサイクル促進」の第一歩は「正しくごみを分別すること」です。「ごみのマナーABC」は、ごみの分別ルールや、粗大ごみの申込方法、家電リサイクル法対象品目*の処理の仕方など、「このごみは何ごみかな?」「どうやって処理したらいいのかなあ?」と迷った時に便利なごみに関する情報をご説明するリーフレットです。特に大阪市以外の市町村から転入された方にはオススメです。区役所と環境事業センターに置いています。大阪市ホームページには「ごみのマナーABC」の外国語版(英語・中国語・韓国語・ベトナム語)もせています。持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け、これからもごみの正しい分別・処理にご協力をお願いします。

ぜひ「ごみのマナーABC」や「さんあーる」アプリをご活用ください。

※「家電リサイクル法対象品目」とは、エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機のことです。

ごみのマナーABC (ごみの出し方) パンフレット

ごみのマナーABC (ごみの出し方) 外国語版パンフレット [英語、中国語(簡体字)、韓国・朝鮮語、ベトナム語]

ごみ分別アプリ「さんあーる」 App Store版

ごみ分別アプリ「さんあーる」 Google play版

問合せ 東部環境事業センター 6751-5311

固定資産税・都市計画税(第1期分)納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は、5月2日(月)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

問合せ なんば市税事務所 固定資産税グループ 4397-2957(土地)、2958(家屋) (平日9:00～17:30、金曜日9:00～19:00) 船場法人市税事務所 固定資産税グループ 4705-2941(償却資産) (平日9:00～17:30)

東成税務署からのお知らせ

■納税は簡単・便利なキャッシュレスで!

自宅やオフィスで、パソコン・スマートフォンから納付ができます。詳しくは、国税庁ホームページへアクセス! (https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm)

■一般的なご相談は「電話相談センター」へ!

国税に関する一般的なご相談は、「電話相談センター」でお受けしています。東成税務署へ電話していただき、音声案内に従い「1」番を選択してください。なお、国税局職員が対応しています。

問合せ 東成税務署 6972-1331

東成区役所での各種無料相談(4月1日～5月10日) 対象 大阪市民の方

内 容	日 時	申込み・問合せ
弁護士による法律相談 定員 8人	4月 7日、14日、21日、28日 すべて木曜 13:00～17:00	事前予約 開催日の前開庁日の12:00から予約受付専用電話で受付。定員に達し次第受付終了。 申 込 予約受付専用電話 6977-9040 問合せ 総務課 6977-9683
司法書士による法律相談 (遺言、相続、贈与や会社に関する登記、その他法律相談) 定員 12人	4月 24日(日) 9:30～12:30	事前予約 区役所3階総務課窓口または電話で予約受付。 問合せ 総務課 6977-9683
行政相談 (国の仕事やサービスについての相談) 定員 4人	4月 15日(金) 13:00～15:00	事前予約 4月8日(金)までに電話にて受付。 問合せ 総務課 6977-9683
行政書士による市民相談 (遺言書や相続、成年後見等の相談)	4月 6日(水) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所1階ふれ愛パンジーに直接お越しください。 問合せ 総務課 6977-9683
不動産相談	4月 8日(金) 22日(金) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 6977-9683
社会保険労務士相談 (年金や労働問題、職場でのトラブル等の相談)	4月 20日(水) 13:00～16:00	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 6977-9683
ひとり親家庭相談	毎週水曜・金曜(祝日除く)9:15～17:30	事前予約 保健福祉課 6977-9156
相談支援員による不安や心配ごとの相談	月曜～金曜(祝日除く)9:00～17:30	申 込 区役所2階21番窓口へ直接お越しください。 問合せ 自立相談支援窓口 6977-9126
専門相談員による人権相談 (インターネット上の差別書き込み等に関する人権相談も受け付けています)	専門相談員が電話、FAX、電子メール、面談で相談をお受けします。区役所での相談を希望される方は電話、FAXで事前にお申し込みください。	申 込 大阪市人権啓発・相談センター 6532-7830 FAX6531-0666 メール 7830@osaka-jinken.net 月～金 9:00～21:00 日・祝 9:00～17:30 人権相談 メールフォーム
花と緑の相談 ※中止の場合があります。	4月 13日(水) 14:00～15:30	区役所1階ふれ愛パンジーで開催。 問合せ 真田山公園事務所 6761-1770

※ごみの啓発・相談コーナーは、新型コロナウイルスの拡大防止のため、中止とさせていただきます。